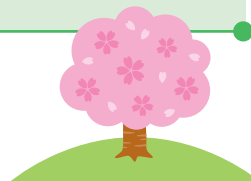


組合員資格喪失手続のご案内

これまでの組合員資格で保険診療を受けることができるのは退職日までです。
現在お持ちの組合員証・被扶養者証、資格確認書は、退職日の翌日から使用できなくなります。退職時に所属所に返却してください。



令和6年度末に退職し、公立学校共済組合東京支部の組合員資格を喪失する方（4月1日付けの人事異動により都共済・他共済へ転出する方を含みます。）は、退職後は、これまでの組合員資格で保険診療を受けることができなくなります。

組合員証・被扶養者証、資格確認書をお持ちの方は、必ず所属所に返却する*とともに、所属所を通じて資格喪失手続をしてください。

令和7年4月1日以降に保険診療を受ける際は、マイナ保険証で受診する場合を含め、加入する健康保険が変わることを医療機関等にお伝えください。

- ※ 資格確認書については、資格喪失時点で有効期限内のもののみ返却が必要です。有効期限が過ぎた資格確認書は、ご自身で処分してください。
- ※ 公立学校共済組合の他支部へ転出する方の組合員証等についても、退職時の所属所に返却してください（今回改正。これまでは転出先の支部に返却することとされていきました。）。

なお、**組合員資格の喪失後に当共済組合の資格で医療機関を受診した場合には、当共済組合が負担した医療費総額の7割（一部8割）分と附加金等の給付金を返還していただきますので、ご注意ください。**

手続の注意点

- ◆任意継続組合員となる方は、引き続き保険診療を受けることができますが、これまでの組合員証・被扶養者証、資格確認書を引き続き使用することはできません。資格喪失手続時に組合員証等を所属所へ返却してください。
- ◆退職後に暫定再任用職員（フルタイム・短時間）、定年前再任用短時間勤務職員として働く方は、組合員資格が継続されますので、これまでの組合員資格で引き続き保険診療を受けることができます。現在お持ちの組合員証・被扶養者証、資格確認書の返却は不要です（ただし、組合員種別や組合員番号が変更となる方は、新所属所で、種別（番号）変更の手続及び組合員証等の返却が必要となります。）。

問合せ先

資格喪失について…………… 給付貸付課資格担当
医療費の返還請求について… 給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6826

☎ 03-5320-6827